平成２３年（フ）第１６８７号
福岡県糟屋郡粕屋町原町５丁目３番７―302号リーベンハイム
債務者　香月　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３２号
福岡県久留米市城島町青木島192番地２
債務者　執行　弘幸
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４７号
佐賀県杵島郡白石町大字福吉７番地、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字福富509番地
債務者　山﨑　　瞳（旧姓美間坂）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７１号
佐賀県伊万里市大川内町丙1475番地６
債務者　上村奈緒美（旧姓力重）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７２号
佐賀県杵島郡大町町大字大町8847番地２
債務者　緒方　勝代
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８８号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2586番地
債務者　太田　　功
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８９号
佐賀県鹿島市大字森952番地12
債務者　副島　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９８号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2500番地３
債務者　谷上　　光
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９９号
佐賀県伊万里市山代町久原2748番地
債務者　金子　節子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２００号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　高木亜紀子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４６７号
長崎市小峰町14番25―701号
債務者　稗田　ユミ
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地２－１棟306号
債務者　川口　トヨ
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
沖縄県那覇市三原２丁目19番５―602号ハイツ三原台
債務者　中川麻沙子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５０号
沖縄県那覇市西１丁目13番18―302号　アパートてる
債務者　松川佐千恵（旧姓メイス）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２号
沖縄県石垣市字石垣262番地１
債務者　安倍　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第６９号
福島県白河市白坂三輪台267番地19　ミワハウスＢ207、前住所福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地７番地の２
債務者　堀江　伸弘（旧姓舟木）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉658番地７
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４５１号
静岡県駿東郡清水町長沢588番地　マンションイズミヤ588―203号
債務者　瀬川　和代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係